

## [事案 2024-345] 給付金返還義務不存在確認請求

・令和7年11月28日 裁定終了

### <事案の概要>

入院給付金等の返還義務がないことの確認を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和5年4月に腰椎椎間板症で入院したため（入院①）、令和4年9月契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、支払われた。その後、令和5年7月中旬から同年8月上旬まで、腰椎椎間板症等で入院したため（入院②）、本契約にもとづき入院給付金等を請求したところ、支払われた。さらに、令和6年5月に腰椎椎間板症等で入院したため（入院③）、入院給付金を請求したが、入院①②③は約款に定める支払事由に該当しないことを理由に、入院③の給付金が支払われず、入院①②の給付金等の返還を請求された。しかし、以下の理由により、入院①②の入院給付金等の返還義務がないことの確認を求める。

- (1)入院①②のいずれも、給付金請求前に担当者に連絡して、大丈夫、なんでもおりるよとの返答を受けて給付金請求したものである。
- (2)入院①②の給付金については、保険会社が請求書類等を確認してから給付したものだと思っていた。保険会社は、コスト、人件費を割けないから支払ったと言っているが、入院③の給付金請求時の調査において、入院①②が約款に該当しないから給付金を返還してくれと言われても納得できない。そうであるなら、入院①②の給付金請求時の診断書の意味はないし、最初から確認してくれれば請求することはなかった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院①については、申立人の希望入院であり、入院期間中は入院しなければ受けることができない特段の治療はなく、安静・痛み止め処方のみが行われていたことからすれば、通院では治療が困難な状況にあったとはおよそ考え難い。また、入院①直前の腰椎のX線検査によれば画像上の他覚所見は認められず、客観的に腰椎椎間板症の所見があったとはいえない。
- (2)入院②については、申立人の希望入院であり、入院期間中は入院しなければ受けることができない特段の治療はなく、薬物治療、点滴、注射、リハビリのみが行われていたことからすれば、通院では治療が困難な状況にあったとはおよそ考え難い。さらに、入院期間中、申立人は5回も外出しており、そもそも入院による治療が必要であったともいえない。また、入院②直前の頸椎および腰椎のレントゲン検査によれば画像上の他覚所見は認められず、客観的に腰椎椎間板症の所見があったとはいえない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、本入院の経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め医学的判断の参考にした。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情

も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。